

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

平成 20 年 10 月 27 日

分任支出負担行為担当官

東北農政局米沢平野農業水利事業所長

石川 雅一

### 1 工事概要

- (1) 工事名 米沢平野二期農業水利事業  
羽黒川頭首工土砂吐ゲート巻上機受電盤改修その他工事
- (2) 工事場所 山形県米沢市大字大小屋字朱沢地内
- (3) 工事内容
- |               |    |
|---------------|----|
| 1) 既設備撤去      |    |
| ・ 低圧受電盤       | 1面 |
| ・ 非常用発電装置     | 1台 |
| 2) 電気設備更新     |    |
| ・ 低圧受電盤製作据付   | 1面 |
| ・ 非常用発電装置製作据付 | 1台 |
- (4) 工期 平成 21 年 3 月 25 日まで。
- (5) 本工事は、提出された技術資料に基づき、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の対象工事である。また、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
- (6) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の試行工事である。
- (7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
- (8) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、受領に係わる確認及び入札について原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式に変えることができる。

### 2 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 東北農政局における「電気工事」にかかる一般競争参加資格の確認を受けていること。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者について

は、手続開始の決定後、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争参加資格の再確認を受けていること。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(2の(3)の再確認を受けた者を除く)でないこと。

(5) 施工実績

平成5年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。

なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が同種工事の施工実績を有すること。

また、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上のものについて認める。

同種工事とは、河川施設又はダム施設の電気設備工事(建築電気設備工事を除く)とする。

ただし、当該実績が各地方農政局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

(6) 保守管理体制

工事完成、引渡し後においても施設の保守管理の対応が速やかにできるように、東北農政局管内に保守管理を行う会社組織(同系列会社のサービス組織含む)があり、電気設備の保守管理等の体制が整備されていること。

(7) 配置予定の技術者の状況

次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を配置できること。

ア 主任技術者

建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当する者。

なお、建設業法に示す実務経験とは「電気工事」とする。

イ 監理技術者

監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

ただし、平成16年2月29日以前に交付された監理技術者資格者証を有する者は、監理技術者講習修了証を有する者とみなす。

ウ 自ら工場製作を行なう場合、全工程において同一の主任(監理)技術者である必要はなく、製作段階又は据付段階に応じて異なる技術者を配置できるものとする。

エ 平成5年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の経験を有する者であること。なお、経常建設共同企業体にあつては、1人の主任(監理)技術者が同種工事の経験を有すること。また、同種工事とは、(5)の施工実績と同様である。

(8) 施工計画が適切であること。

(9) 申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、東北農政局長から「東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領(平成15年9月1日付け15北総第528号(経))」に基づく指名停止を受けていないこと。

(10) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(11) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該

状態が継続している者でないこと。

### 3 総合評価方式に関する事項

#### (1) 総合評価落札方式の概要

本工事の総合評価方式は、標準点（発注者が定める2の競争参加資格要件を満たしている場合に付与する点数）に加算点（簡易な施工計画、企業評価、技術者評価の評価に応じて付与する点数）を加えた点数と、入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する方式とする。

#### (2) 評価項目

簡易な施工計画

企業評価

技術者評価

#### (3) 総合評価の方法

「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を30点とする。

「加算点」の算出方法は、3の(2)評価項目について評価した結果、得られた「評価点数」の合計値を競争参加資格確認者の「評価点数の合計値」の最も高い者に30点を与える。その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式（簡易型）は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点+加算点}/入札価格、以下「評価値」という）により行う。

「技術者評価」について複数の記載がある場合は評価の低いもので評価するものとする。

#### (4) 落札者の決定方法

入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 施工計画が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。

但し、落札者となるべき者の「評価値」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者かつ適切な「評価値」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

上記において、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

#### (5) 評価内容の担保

実際の施工に関しては、施工計画に記載された内容により施工し、工事完了後に履行状況について検査を行う。請負者の責により記載内容が満足できない場合は、工事成績評定を未実施の評価項目ごとに減ずることとする。

#### (6) 技術提案の方法

施工計画に係る技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとし、申請書と合わせて提出する

こと。

( 7 ) 総合評価落札方式 V E 提案事項については、契約後 V E は適用しない。

#### 4 入札手続等

( 1 ) 担当部局 〒992-0027 山形県米沢市駅前 3 - 1 - 1 9

東北農政局米沢平野農業水利事業所工事第二課工事第 1 係 安彦 勇雄

電話 0238 - 26 - 1610

( 2 ) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成 20 年 10 月 27 日から平成 20 年 11 月 11 日までの土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く毎日、9 時 30 分から 17 時まで。

交付場所：〒992-0027 山形県米沢市駅前 3 - 1 - 1 9

東北農政局米沢平野農業水利事業所工事第二課工事第 1 係 安彦 勇雄

電話 0238 - 26 - 1610

交付方法：入札説明書の交付は紙による無料配布とするが、特別仕様書、現場説明書及び図面等については CD による交換配布とするため、交付希望者は空 CD-R ( 700MB 48 倍速 ) を持参するものとする。

( 3 ) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

提出期間：平成 20 年 10 月 28 日から平成 20 年 11 月 11 日までの土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く毎日、9 時 30 分から 17 時まで ( ただし、11 月 11 日は 15 時まで ) 。

提出場所：〒992-0027 山形県米沢市駅前 3 - 1 - 1 9

東北農政局米沢平野農業水利事業所工事第二課工事第 1 係 安彦 勇雄

電話 0238 - 26 - 1610

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、承諾を得て持参する場合は上記の提出場所へ持参すること。詳細は入札説明書によるものとし、郵送又は FAX によるものは受け付けない。

( 4 ) 入札書の受領期限、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、承諾を得た場合は紙入札方式により持参又は郵送 ( 書留郵便に限る。 ) すること。

電子入札システムによる入札の締め切りは、平成 20 年 12 月 8 日 9 時 30 分とする。

紙入札方式により持参する入札の受領期限は、平成 20 年 12 月 8 日 9 時 30 分とし、東北農政局米沢平野農業水利事業所庶務課経理第 1 係 江花 誠雄 に持参すること。

郵送による入札の受領期限は、平成 20 年 12 月 7 日 16 時とし、東北農政局米沢平野農業水利事業所庶務課経理第 1 係 江花 誠雄 へ郵送すること。

( 5 ) 開札の日時及び場所

平成 20 年 12 月 8 日 11 時 00 分 東北農政局米沢平野農業水利事業所

#### 5 その他

- ( 1 ) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- ( 2 ) 入札保証金及び契約保証金  
入札保証金 免除。  
契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行米沢代理店）。ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。  
ア 利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行米沢代理店）。  
イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（取扱官庁 東北農政局）。
- また、以下の場合には、契約保証金の納付を免除する。  
ウ 公共工事履行保証証券による保証を付した場合。  
エ 履行保証保険契約の締結を行った場合。
- ( 3 ) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- ( 4 ) 配置予定監理技術者等の確認  
落札者決定後 CORINS 等により配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。  
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定監理技術者等の変更は認めない。
- ( 5 ) 手続における交渉の有無 無。
- ( 6 ) 契約書作成の要否 要。
- ( 7 ) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- ( 8 ) 関連情報を入手するための照会窓口 4 の ( 2 ) に同じ。
- ( 9 ) 一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加  
2 の ( 3 ) に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者も 4 の ( 3 ) により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- ( 10 ) 予決令第 86 条に規定する調査を受けた者との契約に係る前金払の金額は、請負代金額の 10 分の 2 以内とする。
- ( 11 ) 本契約に関し、請負者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、請負者は、発注者の請求に基づき、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。  
請負者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は請負者の構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者に対し、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。  
請負者の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは

第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

請負者が上記の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、請負者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(12) 契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書等による。

(13) 電子入札について

電子入札システムによる手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には承諾を得て紙入札方式に変更することができる。

電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

電子入札システムに係わる運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」（東北農政局ホームページ：<http://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html>）によるものとする。

(14) 特別重点調査

本調査は、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳が入札説明書に示す金額に満たない者に対して行う。その際、入札参加者にヒアリングを行い、入札参加者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

(15) 低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について

予決令第 86 条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る公共工事の品質確保、下請業者へのしわ寄せの排除等を図るための対策について」（平成 18 年 8 月 1 日付け 18 経第 724 号大臣官房経理課長名）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

ア 発注者の監督強化

「施工段階における確認マニュアルの一部改正について」（平成 18 年 3 月 31 日付け事務連絡 農村振興局設計課施工企画調整室長名）等に基づき、重点的な工事監督を実施する。

イ 施工体制の点検

施工体制の確保を図るため、施工体制台帳提出時に、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、特別重点調査のための資料等との整合を確認する場合がある。

ウ 下請け契約状況の調査

低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、下請けに変更が生じた場合は再提出するものとする。

なお、特別重点調査のための資料等との整合を確認し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。

また、「工事現場等における施工体制の点検要領」(平成13年4月27日付け13経第180号大臣官房経理課長名)、「施工体制点検審査マニュアル」(平成15年4月11日付け事務連絡 農村振興局設計課施工企画調整室長名)に基づき、随時、下請けへの支払い状況の調査を実施する。

#### エ 請負者側技術者の増員について

予定価格が2億円以上の工事で、専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が、低入札価格調査対象工事となった場合、当該業者が東北農政局管内の直轄工事において、本工事の開札を行った日から過去2年以内に完成した工事、あるいは開札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、監理技術者と同等の要件を満たす別の技術者1名を専任で現場に配置するものとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。

- a 工事成績70点未満の評定を通知された者。
- b 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- c 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長もしくは監督職員から書面による警告もしくは注意の喚起を受けた者。
- d 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

#### オ 発注方式と積算

「政府調達に関する協定」の適用を受ける工事の場合で、当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定がある場合で、低入札価格調査対象工事となった場合は、当初工事の契約時において合意した単価等を後工事の積算で使用するものとする。

全ての低入札価格調査の対象工事(以下「対象工事」という。)を対象として、次に示す対策を試行的に実施する。

ア 対象工事について、次のa～cの段階において、監督職員が文書により請負業者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じイ及びウに示す対策を講ずる。

- a 施工確認段階
- b 施工体制点検段階(特別重点調査のための資料等との整合確認を含む)
- c 下請け契約状況調査における下請け支払い状況の調査段階(特別重点調査のための資料等との整合確認を含む)

イ アに示す文書指示を受けた場合、以降の1年間において東北農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の加算点等を減点する。

(総合評価落札方式の場合)

1年間にわたり、当該企業の総合評価落札方式に係る加算点を50%減ずる。

(公募型指名競争入札等の場合)

1年間にわたり、当該企業の評価点を3点減ずる。

ウ アに示す文書指示の回数が2回に達した場合、東北農政局管内の別の新規工事(「政

府調達に関する協定」の適用を受ける工事を除く。)において、次の入札参加制限を講ずる。

・対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、東北農政局管内の他の新規工事に係る入札参加を制限する。

・対象工事が2箇年以上にわたる工事については、文書指示が2回累積した日から1年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を受けた場合は、その時点で同様の措置を改めて講ずる。

エ 当該対象工事の工事成績が65点未満の場合、評定通知日から1年間、イと同様の措置を講ずる。

(17) その他

詳細は、入札説明書による。

掲示に関する問い合わせ先

東北農政局米沢平野農業水利事業所工事第二課工事第1係

電話0238-26-1610

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ(<http://www.maff.go.jp/j/supply/index.html>)をご覧ください。